

隠岐広域連合広域計画

平成22年11月

隠岐広域連合

目 次

序論	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の役割	1
3 計画の区域	1
4 計画の構成及び期間	1
(1) 計画の構成	1
(2) 計画の期間	1
基本構想	2
現状と課題	2
(1) 現状	2
(2) 課題	2
運営指針	2
(1) 開かれた広域連合施策の展開及び事務の効率的実施	2
(2) 事務の調査研究及び事務改善の推進	3
(3) 国・県の権限及び権限に属する事務の広域連合事務化の推進	3
(4) 組織体制の構築	3
基本計画	4
1 広域連合が処理する事務の現状並びに今後の方針	4
(1) 医療提供体制の基本方針に関する事	5
(2) 介護保険の実施に係る基本方針に関する事	10
(3) 消防の基本方針に関する事	12
(4) 障がい者福祉及び障がい児福祉の基本方針に関する事	15
(5) 広域市町村圏計画の基本方針に関する事	18
(6) フェリー運航の基本方針に関する事	19
計画の改定	20

【付録】

1 隠岐広域連合広域計画策定委員会 委員名簿	21
2 隠岐広域連合広域計画策定幹事会 幹事名簿	22
3 消防体制検討会名簿、福祉施設検討会名簿	23
4 隠岐広域連合広域計画（第2次）策定の経過	24

序論

1 計画策定の趣旨

隠岐広域連合（以下「広域連合」という。）は、島根県、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町（以下「構成団体」という。）によって構成される行政組織であり、離島隠岐の医療提供体制の充実、介護保険の事務効率化、消防行政、障がい者(児)施策の充実等について、広域行政事務を処理するために設置された。

広域連合は、地方自治法第291条の7の規定に基づき、広域計画の策定が義務づけられている。

本計画は、広域連合の事務に関して、構成団体の諸課題でもある少子高齢化、過疎化、地方分権、財政健全化等にも配慮しながら、相互に役割を分担し、すべての島民が等しくサービスの提供を受け、豊かで安心して暮らせる地域づくりを目指して策定する。

2 計画の役割

この計画は、構成団体の総合振興計画、離島振興計画、過疎計画ほか、関係諸計画との調和を図りながら、広域連合の事務の総合的かつ計画的な処理を行うための計画とする。

3 計画の区域

この計画は、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町（以下「構成町村」という。）を区域とするが、広域連合と他の広域圏等との連携または交流の必要がある場合は、区域外についても計画の対象とする。

4 計画の構成及び期間

(1) 計画の構成

ア 基本構想

基本構想は、広域連合の事業運営における指針を定め、構成団体と広域連合との相互間の整合性を図り、圏域の発展に寄与し、島民が豊かで安心して暮らせるように医療・福祉等の向上を図るため、広域連合が目指す将来展望を定める。

イ 基本計画

基本計画は、広域連合が処理する事務の現状や課題を把握し、基本構想を基に圏域の将来を見据えた事務の方針を定め、その実現に努める。また事務の評価を毎年度実施する。

(2) 計画の期間

計画の期間は平成22年度から26年度までの5年間とする。

基本構想

圏域の発展と島民の医療・福祉等の向上等、安心して暮らせる島づくりを基本に、圏域の現状を踏まえ、広域連合の運営方針と将来展望を基本構想として定める。

現状と課題

(1) 現状

広域的に処理することが適切な事業として、隠岐広域連合規約（平成11年8月13日自治許第643号）第4条に掲げる事務を行っている。

当圏域は、4つの有人島で構成される外海離島という地理条件にあり、広域連合には、効率的かつ効果的な広域行政事務の執行が期待されている。

(2) 課題

現代社会は、少子・高齢化の進行、地方行政の構造改革の進展、高度情報化の進展に加え、構造的不況による社会・経済構造の変化が進みつつあることなどから、行政ニーズはますます多様化・複雑化してきている。

構成団体は、これら様々な行政需要に的確に対応するとともに、効率的かつ効果的な行財政運営により、地域の発展と島民の医療・福祉等の向上を図っていくことが重要となっており、広域連合も多様化・複雑化する行政需要に対応した広域行政施策の実施が求められている。

広域連合は、圏域の発展と島民の医療・福祉等の向上を図るため、広域行政の実施主体として、組織運営の効率化、事務事業の見直し、財源の重点的配分等を行うことにより、効率的かつ効果的な行財政運営を目指す必要がある。

運営指針

大きく変化しつつある社会情勢や経済構造に対応し、構成団体と連携しながら、圏域の広域行政を積極的に推進する。

国の動向等各種情報の収集、蓄積に努めるとともに、政策形成及び施策遂行能力の強化・育成に努める。

構成団体の事務並びに国、県の権限及び権限に属する事務の広域連合事務化を推進し、構成団体の行政基盤の安定化を図り、島民が安心して暮らせる環境と個性や活力ある圏域の創出を目指す。

(1) 開かれた広域連合施策の展開及び事務の効率的実施

開かれた広域連合施策を展開するために、島民意見の反映や構成団体の連絡調整を行うとともに、各種情報の提供と相互の情報・意見の交換等を行う。また、事務の評価及び点検を実施し、効率的かつ効果的な事務運営を行う。

(2)事務の調査研究及び事務改善の推進

常時、情報の収集・蓄積を行い、事務の実施状況及び実績等を分析・調査するとともに、構成団体への情報提供、連絡調整を行い、社会情勢の変化及び情報技術の進歩に迅速かつ的確に対応した事業を推進する。

(3)国・県の権限及び権限に属する事務の広域連合事務化の推進

広域行政を積極的に推進して圏域の発展と島民の医療・福祉等の向上を図る観点から、国・県が進める地方分権の流れに対応して、国・県の権限及び権限に属する事務について、隠岐広域連合が新たに広域的に対処することが適切な事務を調査研究し、事務の共同化を推進する。

(4)組織体制の構築

以上の運営方針に基づいて広域行政事務を推進するために、調査研究及び政策形成体制と専門的、技術的分野での事務実施体制の強化・整備を図る。

基本計画

1 広域連合が処理する事務の現状並びに今後の方針

広域連合と構成団体が相互に役割分担を行い、基本構想に基づき必要な事項について、事務の現状を把握し、今後の5年間を目標とする方針を基本計画として定める。

【広域連合の処理する事務】

- [1] 医療提供体制の基本方針に関すること。
- [2] 介護保険の実施に係る基本方針に関すること。
- [3] 消防の基本方針に関すること。
- [4] 障がい者福祉及び障がい児福祉の基本方針に関すること。
- [5] 広域市町村圏計画の基本方針に関すること。
- [6] フェリー運航の基本方針に関すること。

[1]

医療提供体制の基本方針に関すること

現状と課題

近年、医療を取り巻く環境は著しく変化してきており、離島や中山間地に限らず都市部においても医師不足が大きな課題となっている。隠岐地域においては、医師確保が従来より大きな課題であったが、近年、医師のみならず医療従事者の不足が一層深刻な問題となっている。

今後は、安心していただける医療を安定して提供していくことを目指して、本土医療機関との適切な機能連携・分担を行いながら、効率的な病院運営を行っていく必要がある。

(1) 隠岐病院

昭和51年11月に開院した現施設は、老朽化が進むとともに、診療科数の増加や医療技術の進歩により狭あい化が課題となっている。これまで増改築を繰り返しながら運営してきたが、現施設でのさらなる医療機能の充実が難しい状況となっている。また患者中心の医療を提供するに当たり必須となるプライバシー保護対策など療養環境の整備も課題となっている。

医療機能については、救急医療、高度医療、手術、リハビリテーション、終末期ケア^{*1}、保健福祉との連携等の充実・強化を検討する必要がある。

また、隠岐医療圏の中核病院として、島前地域に対する支援が求められており、隠岐島前病院単独では確保が難しい診療科への医師派遣や、リハビリテーション技術、放射線技術部門の支援などを充実する必要がある。

安定的な医療提供のためには病院経営の安定は不可欠である。しかし、人口減少等に伴う患者数の減少や、近年の診療報酬の抑制傾向などにより、病院の収支は悪化の傾向が続いている。このため、病院経営の健全化に向けて、第3次隠岐病院経営改革計画（平成23～25年度）を平成22年度中に策定し、着実な推進を図る必要がある。

(2) 隠岐島前病院

昭和57年4月に島前町村組合立島前診療所として開院し、平成11年9月に広域連合立となった。その後、平成13年3月に療養病床・CT等を整備し、病院となった。

また、平成20年6月には電子カルテを導入し、島前地域の三つの診療所の

*1 終末期ケア...末期がんなどの終末期において、患者や家族の身体的苦痛や精神的苦痛を和らげ、患者の生活の質を維持・向上することに主眼を置いた治療や看護のこと

電子カルテと専用回線を利用して情報共有するなど、島前地域の中核的医療機関としての役割を担っている。

入院、外来患者数は、平成17年度をピークに減少傾向にある。

平成22年4月に医師数が1名減となったが、地域住民が不安を抱くことのないよう、病院と診療所の診療体制の維持に努めている。全国的に深刻な医師不足の中、必要な医師の確保は厳しい状況にある。

医師の減少に伴い、医師1名当たりの患者数、宿日直回数等は従来以上に増えており、パート診療日数の増に加え、代診や宿直応援などを増やすことにより、少しでも医師の負担を軽減する取り組みが必要である。

医療技術者に関しては、薬剤師、作業療法士については確保ができたものの、看護師、看護助手については、まだ充分とは言えない状況が続いている。

病院経営については、平成20年度に策定した「隠岐島前病院改革プラン」（平成21～23年度）に沿って、さらなる経営の改善に努める必要がある。

(3) 本土側医療機関との連携

外海離島という地理的条件や人口規模等の制約から、隠岐圏域内では確保が困難な医療機能があるため、それらの医療機能については本土側医療機関と役割分担を明確にして連携を図る必要がある。

本土側医療機関への急患搬送については、患者の身体的、精神的負担に加え経済的負担にも配慮しながら、迅速かつ円滑に実施する必要があり、本土側医療機関との連携体制をさらに充実する必要がある。

また、本土側医療機関への通常の転院や、隠岐の医療機関への再転院についても、医療機関相互の連携体制の強化・充実を図る必要がある。

加えて、遠隔画像伝送システムや電子カルテの運用について、通信回線の速度が遅く支障があるため、高速IT網への接続が課題となっている。

(4) 医師・医療技術者の確保

常勤医師については、島根大学、鳥取大学、島根県等の支援により、かろうじて医師の体制が確保されているが、確保できない診療科や派遣が中止された診療科があるなど、安定的な確保が困難な状況にある。

医療技術者については、確保に向けて努力を続けているが、難しい状況が続いている。特に、隠岐病院では、薬剤師、臨床工学技士、看護師、隠岐島前病院では、看護師、看護助手の必要数の確保が困難となっており、早急な対策が必要である。

隠岐広域連合では、医学生及び医療技術学生への修学資金貸与制度を設けており、一定の成果を上げているが、安定的な医療提供体制の維持・充実を図るためには、今まで以上の医療人材確保に向けた取り組みが必要となっている。

(5) 救急医療対策事業

圏域内の救急医療に関しては、初期救急医療の確保を図るため、在宅当番医

制事業^{*2}を島後医師会及び島前医師会に委託して実施している。

救急医療体制を維持するため、引き続き事業を実施する必要がある。

今後の方針

地域の中核病院として、安心して暮らせる地域の実現のため、医療を安定して提供することを目指す。そのため、本土医療機関との適切な機能連携・分担を行いながら、効率的な病院運営を行っていく。

また、中長期的な視点に立ち、医師等の医療従事者の確保を積極的に進める。

(1) 隠岐病院の医療機能の充実

ア 現施設の課題である老朽化・狭あい化への対応、患者のプライバシー保護など療養環境の整備等を図るため、平成24年度春の開院を目指し、新病院建設が進行中である。

これまでの検討を踏まえながら、新病院整備を契機に、中長期的な医療ニーズに応えつつ、安定的な医療提供が出来るよう経営健全化に努める。

イ 医療機能の整備については、救急医療、高度医療、手術、リハビリテーション、終末期ケア等について、採算性や施設整備との整合性を踏まえながら、計画的に推進する。

ウ 医療機器の整備については、CT^{*3}やMRI^{*4}等の高度医療機器の更新を含め、医療機器整備計画に沿って、計画的に整備を進める。

エ 島前地域に対する支援を強化することとし、隠岐島前病院の外来診療の充実に必要な医師（パート含む）の隠岐病院での確保を図るとともに、職員の交流を進める。

オ 島前地域の血液透析患者について、隠岐病院で透析治療が受けやすくなるよう環境整備を検討する。

カ 遠隔画像伝送システムの伝送時間を短縮するため、高速IT網への接続を進めるとともに、情報技術を活用したオーダリングシステム^{*5}、電子カルテ^{*6}など、医療のIT化・ネットワーク化を推進し、医療提供の効率化を図る。

*2 在宅当番医制事業...初期救急医療を確保するため、各地域において、医院、診療所が中心となって、当番を決めて休日に救急患者に対応する事業。隠岐地区では、島前医師会及び島後医師会が運営を行っている。

*3 CT...Computed Tomographyの略：コンピュータ断層撮影。人体に様々な角度からエックス線をあて、水平方向に輪切りにした断面画像をコンピュータ上に展開し診断を行うための装置。短時間の検査により、精度の高い診療情報が得られるため、特に救急医療分野で大きな威力を発揮している。

*4 MRI...Magnetic Resonance Imagingの略：核磁気共鳴画像法。核磁気共鳴を利用し人体の断面画像をコンピュータ上に展開し診断を行うための装置。特に脳や骨格・関節部分の診断に威力を発揮している。

*5 オーダリングシステム...検査や処方などに関する情報伝達のシステムのこと。従来の紙伝票による伝達をコンピュータ上で行うことにより、事務処理を迅速・正確に実施できる。

*6 電子カルテ...診療情報について、従来の紙カルテに代えて電子情報化し、コンピュータ上で編集・管理し、診療の効率化を図る仕組み。

キ 町や保健所と連携し、地域住民の疾病予防及び健康増進に向けた体制を強化し、各種健診及び人間ドックの充実を図る。また、予防医療に対する住民の理解を深め、健診受診率の向上が図られるよう、意識啓発を進める。

(2) 隠岐島前病院の医療機能の充実

ア 外来診療の充実について、患者数の多い整形外科及び眼科の診療回数を増やすこととし、実施に必要な非常勤医師の確保を図るため、隠岐病院との連携を図りながら、島根大学、鳥取大学等への派遣要請を行うとともに、他の公的医療機関からの派遣の可能性についても検討する。

イ 医療のIT化・ネットワーク化を推進するため、医師ブロック制^{*7}を取っている診療所を含めて、高速IT網への接続を進め、医療提供の効率化を図る。

ウ 現在の電子カルテに加えて、レントゲンやCTなどの画像をフィルムレスでコンピュータ上で運用することを検討する。

(3) 経営の安定化

ア 安定的な医療提供に不可欠な病院経営の安定化を進めるため、病院経営改善計画を立案するとともに、職員の経営参画意識の向上、経営管理体制（マネジメントシステム）の構築を図る。

(4) 地域医療提供体制の充実

ア 住民のかかりつけ医となる公立診療所、開業医との機能分担、連携を推進する。

イ 病院と診療所の医師交流システムである医師ブロック制の充実、拡充を図る。

ウ 隠岐病院及び隠岐島前病院と島内公立診療所の人員体制の一元化など、一体的な運営について、構成団体の意向を踏まえながら検討を進める。

(5) 保健・福祉との連携の推進

ア 各種保健事業、介護保険事業、老人福祉事業、障がい者（児）福祉事業等が円滑に実施できるよう協力することは、自治体病院の責務であり、関係者との連携体制の強化を図りながら、病院が持つ医療機能の有効活用を進める。

イ 病院が行う訪問看護や地域リハビリテーション等介護保険事業の充実を図る。

(6) 本土側医療機関との連携

ア 本土側医療機関との役割分担を明確にし、本土側医療機関に依存する医療機能については搬送手段の充実と医療機関相互の連携強化を図る。

*7 医師ブロック制...地域において、拠点となる病院と近隣の診療所の間で、週に1～2日程度診療所医師が病院で勤務し、代わりに病院医師が診療所で専門診療を行ったり、学会や研修会出席時等に代診を相互に行うなどの、医師の相互交流システム。

- イ 本土側医療機関への入退院時の搬送について、患者の身体的・精神的負担に配慮した迅速かつ円滑な搬送体制の整備を図る。
- ウ 地域連携クリティカルパス⁸の導入、入退院時の情報交換の徹底など、本土側医療機関職員との情報交換を通じて医療機関相互の連携体制充実を図る。
- エ 現在実施されている、防災ヘリによる本土側医師同乗による急患搬送システムについて、引き続き円滑な運用に努めるとともに、新規配備が予定されているドクターヘリ⁹について、関係機関と密接に連携し、最大限の活用を図っていく。
- オ 遠隔画像伝送システム¹⁰について、本土側病院との連携を密にし、引き続き円滑な運用に努める。

(7) 医師・医療技術者確保対策の充実

- ア 医師の確保については、島根大学、鳥取大学や県立病院等との円滑な連携体制の構築を図るとともに、島根県が実施しているへき地医療支援機構や赤ひげバンク¹¹の積極的な活用を図る。
- イ 医療技術者の確保については、修学資金貸与制度及び研修制度の積極的活用や看護体験事業の実施、情報提供等を行うとともに、他の公的医療機関からの派遣の可能性についても検討する。また、人材確保策のPRや、病院のイメージアップを図るため、インターネットなどを最大限に活用し、情報発信を積極的に展開する。
- ウ 医師住宅、看護師宿舎等の新規整備や、既存施設の修繕を行い、特にITユーザーに対応するための生活環境整備を推進する。

(8) 救急医療対策事業の充実

- ア 救急医療の有効利用と住民理解を促進するため、救急医療体制、在宅当番医制事業に関する情報提供を実施する。

*8 地域連携クリティカルパス...急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を行う全ての医療機関で共有して用いるもの。診療にあたる複数の医療機関が、役割分担を含め、あらかじめ診療内容を患者に提示・説明することにより、患者が安心して医療を受けることができる。

*9 ドクターヘリ...救命救急センターに配備し、要請後直ちに出勤することにより搬送時間を短縮するとともに、搭乗した医師が、機内に装備した医療機器等により、現場においてや搬送中において救急医療を行うことができる救急医療専用ヘリコプター。島根県では、平成23年度に運航を開始する予定で準備が進められている。

*10 遠隔画像伝送システム...CTやMRIの画像を遠隔の病院にコンピュータネットワークにより送り、専門医による診断を行うシステム。隠岐地区では、隠岐病院及び隠岐島前病院で撮影した画像データを県立中央病院等に送り、診断が行われている。(年間：約4,500件)

*11 赤ひげバンク...島根県が運営する医療従事者等を対象とする登録制度であり、年に4回程度、島根の地域医療情報を提供している。また、就職希望者には希望に沿う就職先の斡旋を行っている(無料職業紹介所)。全国に先駆け、平成14年度から取り組みを行っており、平成21年度までに57名の医師を県内の医療機関に招へいしている。

[2]

介護保険の実施に係る基本方針に関すること

現状と課題

隠岐広域連合は、構成町村との連携のもと、広域的かつ専門的な事業運営体制を構築し、圏域における介護保険業務の効率化と介護保険財政の安定化を図り、介護サービスの安定的提供とその向上に努めている。

具体的な役割分担としては、構成町村において、主に窓口業務、要介護認定調査を行い、保険者である広域連合において、被保険者資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付に関する事務、要介護認定業務、介護保険事業計画の策定業務等を行っている。

隠岐圏域の高齢化率は、全国や島根県の平均を大きく上回っており、今後もこの傾向は続くものと予測されている。

圏域における介護保険事業の状況は、要支援・要介護の認定者数が年々増加し、平成22年3月末現在の認定者数は1,856名、認定率は24.3%で、県平均の19.5%と比較して4.8ポイント高い状態になっており、介護保険サービス利用者も平成17年度の1,503名から平成21年度には1,545名と微増となっている。

また、サービスに係る給付額についても、平成17年度の24億9千5百万円が平成21年度には28億7千万円と、4年間で約15%の増加となっている。

平成18年度には、地域包括支援センター^{*12}が創設され、高齢者の方々が住み慣れた地域で尊厳ある暮らしができるよう、地域包括ケア^{*13}の取り組みが進められている。

以上の状況から、適正な介護サービスの量及び質を確保すること、そのためには介護サービス従事者の確保及び育成を図ること、及び介護保険運営の効率化をさらに進めることが重要である。

今後の方針

広域連合と構成町村は、相互に連携しながら、3年ごとに見直しを行う介護保険事業計画に基づいて、介護給付等対象サービス提供体制の整備を促進し、住民福祉の向上を図る。

*12 地域包括支援センター...介護保険法で定められた、地域住民の保健・医療・福祉の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

*13 地域包括ケア...高齢者等が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにする取り組み。

なお、介護保険事業計画の見直しに当たっては、介護サービス利用者、家族、一般住民等へのアンケート調査等によりニーズ把握に努める。

(1) 介護サービスの提供

- ア 要介護者等の実態を踏まえ、利用者本位の介護給付等対象サービスを提供する体制を確保し、構成町村の実情と方針を尊重しながら介護サービス提供体制の平準化に努める。
- イ 利用者の人格の尊厳及び選択の自由を尊重した介護給付等対象サービスの提供を推進する。
- ウ 平成18年度から実施している地域支援事業について、各地域において効果的・効率的な予防事業ができるよう、地域包括支援センター等と連携し、積極的に推進する。

(2) 人材の育成・確保

- ア 介護保険業務に係る介護保険関係職員等の確保及び要介護者からの要望等を適切に連絡調整できるようケアマネージャー^{*14}等の資質の向上に取り組む。
- イ 介護サービスの質を向上させるためには、人材の育成・確保が重要であることから、構成町村等と連携しつつ、定期的な研修会の開催、意見交換、情報交換の機会を設けるとともに、専門技術取得者の隠岐島内への就労を促進するため、啓発活動の推進や情報の提供を図る。

(3) 介護保険事務の効率化

- ア 広域連合と構成町村は、相互の責任と協力体制のもとに事務の円滑な実施に努めるとともに事務の共同化を進める。
- イ 専門・複雑化するとともに、迅速を求められる事務に対応していくため、情報処理システム及び機器の整備を図る。

*14 ケアマネージャー…介護支援専門員：要支援または要介護と認定された人が、適切な介護サービスを受けられるよう関係者等と調整を行い、介護サービス計画（ケアプラン）を作成する専門職。

[3]

消防の基本方針に関すること

現状と課題

広域連合消防本部は、火災予防、危険物等規制、災害対応、救急・救助等の諸活動を行っている。

常備消防の体制は、隠岐の島町に消防本部並びに隠岐島消防署、西ノ島町に島前分署、海士町、知夫村にそれぞれ出張所を設置しており、消防活動及び救急・救助活動等について、非常備消防（消防団）と密接な連携を図りながら実施している。

消防業務については、近年の都市構造、建築構造の変化などにより、災害や事故が複雑多様化・大規模化の傾向にあること、また、救急業務については、高齢化・核家族化の進行に伴い、自助・互助機能が弱まりつつあることなどから、消防救急業務は、救命率のさらなる向上等を目指して、質・量ともに強化が求められている。

消防本部発足時（昭和48年）に建設された消防本部庁舎及び各署所は、新築した知夫出張所を除き、老朽化・狭あい化が顕著となっており、執務環境の確保や訓練等の実施に苦慮している。

消防救急活動の高度化・迅速化を目指し、国策として消防救急無線のデジタル化が進められている。現在使用しているアナログ波は、平成28年5月末で使用が終了するため、平成27年度末までのデジタル化完了が必須となっている。

また、消防業務の要である通信指令システム^{*15}についても、整備後12年が経過し、老朽化が著しく、更新が必要な時期に来ている。

消防救急車両については、整備計画に基づき年次的に整備を行っているが、はしご付き消防ポンプ自動車が老朽化しており、更新の可否が長年の懸案となっている。

消防待機宿舎は、海士町、西ノ島町及び隠岐の島町に整備しているが、宿舎数が不足しており、公営住宅等を借り上げて確保しており、地区によっては良好な住環境が確保できていない。

救急体制については、島後地区は概ね整備されているが、島前地区では整備が遅れており、特に海士・知夫両出張所の救急隊員乗車体制の強化が必要となっている。

*15 通信指令システム... 119番通報受付から災害種別に応じた出動指令までを自動化することにより、出動時間の短縮や指令の確実性等を向上させるシステム。

今後の方針

住民の生命及び財産を各種災害から守るため、関係機関との連携を図り、安心・安全の地域づくりを推進する。

そのため、消防・防火施設等の充実を進め、非常備消防（消防団）と一層の緊密な連携のもと、消防防災・救急救助活動の強化を図る。

また、ヘリコプターを活用した救急搬送のさらなる高度化を進める。

なお、消防庁舎、消防救急車両等の施設設備整備については、消防力の維持・強化を図る観点から、整備・更新を強力に進めていく。

（１）火災予防業務

ア 住宅用火災警報器の普及啓発を推進する。

イ 一人暮らしの高齢者世帯の防火診断を進め、きめ細かな指導を実施する。

ウ 社会福祉施設、旅館、ホテル、店舗等多数の人の出入りする場所、及び危険物施設への立入検査、指導等の防火安全対策を図る。

（２）救急業務

ア 救命率の向上を目標として、高規格救急車の整備を進めるとともに、救急救命士の養成を推進し、救急隊の充実強化を図る。

イ 隠岐病院・隠岐島前病院等と連携し、救急業務の高度化、研修体制の充実を図る。

ウ 救命率向上には、救急隊到着前の住民等による応急手当が重要であることから、心肺蘇生法、体外式自動除細動器（AED）^{*16}操作法等応急手当法の普及啓発を図る。

エ 島根県での導入が予定されているドクターヘリに関し、円滑な運用ができるよう、関係機関と緊密な連携を図る。

オ 海士・知夫両出張所の救急隊員乗車体制の強化を図る。

（３）消防庁舎及び消防待機宿舎

ア 消防本部（隠岐島消防署）庁舎は老朽化・狭あい化が顕著であるため、早期の移転新築整備に向け、具体策を検討する。また、整備後は、住民に対する火災予防、救急講習等の指導研修の場として活用していく。

イ 消防待機宿舎については、海士町、西ノ島町及び隠岐の島町に整備しているが、老朽化が進んでおり、数的にも不足していることから、現有宿舎の計画的な修繕と公営住宅等の活用により待機宿舎の確保を図る。

（４）通信指令体制

的確・迅速な通信指令体制を維持するため、指令台を更新する。なお、指令

*16 体外式自動除細動器（AED）...Automated External Defibrillatorの略：心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショック（除細動）を与え心臓の動きを正常に戻すことを試みる医療機器。

台の更新に当たっては、通信指令体制の広域化も視野に入れながら検討する。

(5)消防救急無線

平成 2 7 年度までに消防救急無線のデジタル化を実施する。

(6)消防車両

今後とも整備計画に基づき年次的に整備を行っていく。

ただし、はしご付き消防ポンプ自動車については更新を行わず、はしご付き救助工作車の新規配備を検討する。

[4]

障がい者福祉及び障がい児福祉の基本方針に関すること

現状と課題

【障がい者福祉】

国の障がい者福祉施策の方向は、障がいの種類に関係なく共通の仕組みによってサービスが利用できるようにすることや、就労支援及び地域生活支援の強化を図ることなどが示されており、仁万の里においても、国の動向と利用者個々のニーズの両方に対応できるよう、サービス体系の見直しやサービスの質の向上が求められている。

仁万の里の障がい者の入所施設については、老朽化が進んでいることや、居室空間が新基準以下であり、利用者のプライバシーの確保が図れないことに加え、障がいの重度化が進みつつあり、居室、浴場、廊下等のバリアフリー化が必要となっていること、さらには、消防法改正によるスプリンクラー設置が義務化されることなど、抜本的な施設整備が必要となっている。

また、現在、仁万の里は公設公営だが、構成町村の財政状況が厳しく、長期的には、公費による運営費の負担が困難になっていく可能性があること、公営のままでは民間の各種補助金の利用が困難なこと、条例、規則等の制約を受け、機動的な運営がしにくいことなどを考慮すると、当面は行政の関与が必要であるが、将来的な民設民営に向けての検討が必要となっている。

なお、仁万の里は、現在、「知的障害者更生施設（入所）」及び「知的障害者授産施設（入所・通所）」を運営しているが、これらの事業は、平成24年3月31日までに障害者自立支援法に基づく新たな事業体系に移行する必要がある。

【障がい児福祉】

仁万の里は、児童福祉法に基づく知的障害児施設を運営しており、現在、10名の定員に対し8名が入所しているが、入所児童数に変動がある。

近年、短期入所（ショートステイ^{*17}）や日中一時支援（タイムステイ^{*18}）の利用が増加傾向にあることに加え、措置入所や緊急一時保護などの行政の要請に基づく入所も増えてきている。

*17 ショートステイ...在宅の障がい児・者等について、その家族等が一時的に介護ができないときなどに、短期間入所する事業。

*18 タイムステイ...在宅の障がい児・者等の日中における活動の場(施設における預かり・見守り)を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族(介護者等)の一時的な負担軽減を図る事業。

また、障がいが多様化・複雑化していることから、サービスの質の向上が求められている。

今後の方針

利用者の高齢化、障がいの重度化及び重複化の進行により、日常生活面での介護の度合いが高まっているため、安全確保を重視した支援体制の充実を図っていく。

また、利用者の人権とプライバシーを保障できる環境を整えるため、入所施設の新築整備を進める。

児童施設については、関係機関と連携し、入所及び在宅サービスの利用に係るニーズの把握に努めるとともに、弾力的な運営が行えるよう、運営体制を含めて検討を行う。

(1)施設整備

入所施設について、平成26年度末までに現敷地内での新築整備を行う。施設整備にあわせ、以下の機能の強化を目指す。

- ア 重度者に対応できる機能
- イ 高齢者に対応できる機能
- ウ 利用者のニーズに即した日中活動の場を提供できる機能
- エ 地域生活移行に対応できる機能
- オ 地域生活支援に対応できる機能
- カ 障がい児の成長・発達に対応できる機能

(2)運営主体

新築整備を契機に、指定管理による運営ができるよう検討を進める。

また、時間をかけて諸条件を整備することを前提に、民設民営への移行を検討する。

(3)新体系への移行

平成23年4月1日に、障害者自立支援法に基づく新体系への移行を実施し、旧体系で実施していた事業を「生活介護^{*19}」、「自立訓練^{*20}」、「就労継続支援B型^{*21}」及び「施設入所支援^{*22}」に再編する。

*19 生活介護...常に介護が必要な障がい者に、障害者支援施設で入浴・排泄・食事の介護などの各種サービスを提供するとともに、創作活動や生産活動の機会も提供する事業。

*20 自立訓練...自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間において身体機能や生活能力を向上させるための訓練を行う事業。

*21 就労継続支援B型...通常の事業所で働くことが困難な障がい者に、就労の機会や生産活動の機会を提供する事業。B型は非雇用型の事業。(A型は雇用契約を結んで就労が可能と見込まれる人が対象となる。)

*22 施設入所支援...障害者支援施設に入所している人に、夜間の入浴・排泄・食事などの介護を行う事業。

また、既に新体系に移行している「共同生活援助・介護（グループホーム・ケアホーム^{*23}）」、「短期入所（ショートステイ）」等の事業についても継続して運営を行う。

したがって、仁万の里全体の新たな事業体系は次のとおりとなる。

ア 居住支援 「施設入所、自立訓練、児童施設（入所）」

イ 日中支援 「生活介護、就労継続支援B型」

ウ 地域支援 「共同生活援助、共同生活介護、短期入所、日中一時支援、障害児（者）療育等支援事業」

(4)サービスの質の向上

ア 職員の適正配置

利用者の安全と人権が保障されるとともに、各事業が果たすべき目的の達成が可能となるよう、弾力的な職員配置等の工夫を行いながら、適正な職員配置を行う。

イ 職員の資質向上

各種の研修等を通じ、さらに学習と研究を深め、職員の資質向上に努める。

*23 グループホーム・ケアホーム... ノーマライゼーションの取り組みの一環で、障がいなどにより生活に困難を抱えた人達が、専門スタッフ等の援助を受けながら、少人数で、一般の住宅などで生活する生活支援の形態。共同生活援助(グループホーム)と共同生活介護(ケアホーム)に分かれており、グループホームには世話人が配置され、加えて、食事や入浴、排泄などの介護が受けられる。仁万の里では、知的障がい者を対象とするグループホーム等を10棟(定員42名)設置している。(平成21年度末現在)

[5]

広域市町村圏計画の基本方針に関すること

現状と課題

昭和46年に広域市町村圏に指定され、これまで3次にわたる広域市町村圏計画に基づき、圏域の交通通信体系の整備(超高速船の運航支援等)、住民福祉の充実、生活の利便性の向上等を推進してきた。

しかし近年、社会経済構造が変化するとともに人口の減少、少子高齢化が進行し、また市町村合併の進展に伴い、広域行政圏内の市町村数が著しく減少した圏域や広域行政機構を有しない圏域が増加したなどの理由で、総務省は、圏域を設定し行政機能の分担等を推進してきた広域行政圏施策は当初の役割を終えたものと判断し、平成21年3月31日をもって当該施策を廃止している。

今後の方針

国の施策廃止を踏まえ、構成団体と協議し、事業の廃止を検討する。

[6]

フェリー運航の基本方針に関すること

現状と課題

隠岐と本土を結ぶ隠岐航路は、島民の日常生活を支える生命線であるとともに、観光をはじめ隠岐地域の振興を図る上でも不可欠なものとなっている。

隠岐航路の運航事業者である隠岐汽船株式会社は、観光客の減少、公共事業の減少に伴う関係車両の利用の低迷、さらには燃料費の高騰などにより経営危機を迎えたが、経営再建計画の実施により、またフェリー買い取り等の行政支援により、経営状況は改善しつつある。

今後の方針

隠岐広域連合が保有する「フェリーおき」について、今後も隠岐汽船株式会社を指定管理者として運航管理を委託することにより、隠岐航路の維持を図る。

計画の改定

この計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画の期間とし、広域連合長が必要と認めたときは、広域連合議会の議決を経て計画の変更を行う。

隠岐広域連合広域計画策定委員会 委員名簿

平成 22 年 8 月 25 日現在

番号	所 属 ・ 役 職 名	氏 名	備 考
1	島後医師会 会長	高 梨 俊 夫	
2	島前医師会 会長	榊 原 均	
3	隠岐の島町社会福祉協議会 会長	吉 田 義 隆	委員長
4	海士町社会福祉協議会 会長	大 森 芳 信	副委員長
5	西ノ島町社会福祉協議会 事務局長	平 木 みゆき	
6	知夫村社会福祉協議会 事務局長	鹿 島 留 里	
7	隠岐の島町老人クラブ連合会 事務局長	齋 藤 薫	
8	隠岐地区老人福祉施設研究協議会 会長	宮 西 知 子	
9	隠岐の島町消防団 団長	村 上 滝 信	
10	島前消防協会 会長	金 谷 謙 造	
11	仁万の里保護者会 会長	池 田 郁 子	
12	隠岐地区手をつなぐ親の会 副会長	新 川 正 樹	
13	社会福祉法人博愛 理事長	吉 田 雅 紀	
14	西ノ島町商工会 事務局長	尾 崎 満	
15	隠岐の島町観光協会 副会長	小 谷 茂 雄	
16	株式会社巡の環 代表取締役	阿 部 裕 志	

隠岐広域連合広域計画策定幹事会 幹事名簿

平成 22 年 8 月 18 日現在

団体名	所属・役職名	氏 名	備 考
海 士 町	総務課長	美濃 芳樹	
	健康福祉課長	濱見 優子	
西ノ島町	総務課長	吉谷 進	副幹事長
	健康福祉課長	富谷 恵子	
知 夫 村	総務課長	田上 俊	
	村民福祉課長	小濱 清人	
隠岐の島町	企画財政課長	齋藤 福昌	幹事長
	福祉課長	村上 静夫	
島 根 県	医療政策課・地域医療支援 G L	渡野 浩幸	
	隠岐保健所・総務医事 G 課長	三島 伸	

消防体制検討会 名簿

所属名	職名	氏名	備考
隠岐支庁県民局	総務グループ課長	吉山 治	平成22年3月まで
"	"	福代光秀	平成22年4月から
隠岐の島町役場	総務課長	渡部國彦	
海士町役場	総務課長	美濃芳樹	
西ノ島町役場	総務課長	升谷 健	平成21年12月まで
"	"	吉谷 進	平成22年1月から
知夫村役場	総務課長	田上 俊	
隠岐広域連合	事務局次長	森脇光成	
消防本部	消防長	崎 文夫	
	消防次長	清水 茂	
	総務課長	仕立和博	平成22年4月から

福祉施設検討会 名簿

所属名	職名	氏名	備考
中央児童相談所	隠岐相談室長	福代 茂	
隠岐の島町役場	福祉課長	村上静夫	
海士町役場	健康福祉課長	黒田正人	
西ノ島町役場	健康福祉課長	扇谷就二	平成22年3月まで
"	"	富谷恵子	平成22年4月から
知夫村役場	村民福祉課長	小濱清人	
隠岐広域連合	総務課長	川崎康久	
仁万の里	所長	早川秀敏	
	総務課長	真野輝久	

隠岐広域連合広域計画（第2次）策定の経過

平成22年11月24日現在

（委員会）

第1回委員会	平成22年 8月25日（水）	隠岐支庁
第2回委員会	平成22年10月15日（金）	隠岐支庁
第3回委員会	平成22年11月 5日（金）	隠岐支庁

（幹事会）

第1回幹事会	平成22年 8月18日（水）	隠岐支庁
第2回幹事会	平成22年10月 5日（火）	隠岐支庁
第3回幹事会	平成22年10月27日（金）	島前集合庁舎

事前準備

（正副連合長会議）

正副連合長会議	平成21年7月9日（木）	事務局
第2次広域計画の策定方針について了承		
正副連合長会議	平成22年8月9日（月）	島前集合庁舎
広域計画素案への登載内容について了承		

（広域計画策定に係る事前打合会）

第1回事前打合会	平成22年7月 1日（木）	島前集合庁舎
第2回事前打合会	平成22年7月28日（水）	消防本部

（福祉施設検討会）

第1回検討会	平成21年 8月18日（火）	仁万の里
第2回検討会	平成21年10月 2日（金）	仁万の里
第3回検討会	平成21年10月28日（金）	仁万の里
第4回検討会	平成21年12月 1日（火）	島前集合庁舎
第5回検討会	平成22年 5月12日（水）	仁万の里

（消防体制検討会）

第1回検討会	平成21年 8月 6日（木）	隠岐支庁
第2回検討会	平成21年 9月30日（水）	消防本部
第3回検討会	平成21年11月 5日（木）	消防本部
第4回検討会	平成21年12月 2日（水）	島前集合庁舎
第5回検討会	平成22年 5月14日（金）	消防本部